

【通報者及び船長の氏名】

問．通報者の氏名という表現は、代理店に通報義務があるがごとき表現であるので修正してほしい。また、現状の保安担当者の氏名で十分と思料するが、如何

- 1．同法では、（制定当初より、）船長又は船舶所有者に限らず、その代理人も通報を行うことができるとした上で、虚偽の通報をした場合には代理人にも罰則の適用があるとしています。これは、代理店が船長からいったん代理通報の委任を受けた以上、本件通報の履行責任を負うことを規定したものです。なお、虚偽の通報を行ったことで刑事責任を問われるのが船長か代理店かという点については、実際に犯行を行った者を具体的に捜査して特定することになります。
- 2．また、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第44条第2項の「代理人」とは、一般的に、甲（代理人）が乙（船長）又は丙（所有者）に代わって意思表示をなし、又は意思表示を受領し、その法律効果が直接に乙（船長）又は丙（所有者）に帰属する関係をいい、両者の間に、当該意思表示の授受の事実さえあれば「代理人」の関係が存在すると言えます。他方、金銭上の契約行為や契約書面の作成行為の存在がその成立要件とされるものではありません。
- 3．なお、同法では、必要な情報を更に求める場合や入港禁止の命令を行う場合は、船長に対して行うこととされているほか、無通報により入港した場合は船長に罰則が適用されるなど、代理店の責任は、あくまでも委任を受けた通報を（虚偽なく）行う点にあります。
- 4．以上を前提として、今回の省令改正では、同法に基づく通報の手続き上、必要な項目として船長及び通報者の氏名を追加（明記）したものであり、新たに代理人等の責任を規定するものではありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【積載危険物及び本邦内において荷揚げ予定の貨物の種類、積荷地及び数量について】

問．通報の時点で、積荷地での荷役が終了していない場合など、24時間前までに通報することが不可能な場合はどうすればよいのか。

- 1．本件追加項目については、24時間前通報の時点で、積荷地での荷役が終了していないケースが発生することは、当庁も認識しております。その内容につき未定の部分については、「未定」と通報していただき、その後、判明次第、すみやかに変更通報（追加の通報）をしていただきますようお願いいたします。
- 2．通報内容につきましては、他の申請手続（係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請）と同様です。船舶保安情報の通報は、港則法に基づく申請と比較して、本邦内において荷揚げ予定のない危険物についても通報の必要があること、入港24時間前に通報の必要があることなど、より広範な対応が求められることは承知していますが、国際航海船舶等の保安のためご協力をお願い申し上げます。

更問．日韓航路等の短距離航海の場合、通報時点での未定項目は判明次第、追加で変更通報すればよいということは承知しているが、コンテナ船や一般貨物船の場合、最終的な積荷の中から危険物に関する情報を整理して追加の通報を行うこととなるため、詳細が判明するのは入港後となることもあり、かかる場合は入港前通報の趣旨に反すると思料するが如何。

- 1．船舶保安情報の通報は、入港前審査の一環として通報していただいているので、入港前までに通報していただくのが基本となりますが、保安レベルその他の事情から合理的に判断して、未定項目があることのみをもって入港禁止等の措置を講ずるものではありません。
したがって、短距離航海のため入港前までに詳細が判明せず、物理的に通報不可能である等、合理的な理由がある場合には、通報項目の一部が未定のまま入港を認めることとなります。
- 2．一方、船舶保安情報については、当該入港時の審査に用いられるほか、その後の入港時の審査における判断材料として活用することから、入港後であっても、未定事項が判明次第、速やかに追加通報していただきますようお願いいたします。

【航行速力及び通報の時点における船舶の位置】

問．通報時、積荷地において荷役中である場合等、船舶が停泊中に通報する場合の本案追加項目の通報は意味をなさないと思料するが如何

- 1．本法に基づく入港規制は、入港予定港に到着する前、すなわち、港外の海域で実施することを基本としていることから、本邦向け航行している対象船舶の航行速力及び通報の時点における位置を事前に具体的に把握することは、入港規制として洋上で実施する立入検査等に係る計画立案や、無通報入港の防止を徹底する上で必要であると考えています。
 - 2．したがいまして、航行速力には、通報の時点における船舶の航行速力ではなく、船舶の通常航海時における航行速力を通報していただくこととなりますので、船舶が停泊中の場合は、当該寄港地の位置と上記の航行速力を通報していただくこととなります。
 - 3．また、停泊中に船舶保安情報の通報を行う船舶の「通報時における船舶の位置」は、当該停泊地の位置「緯度・経度（港名）」を通報するものとしていますが、日本の港にあっては「緯度・経度（港名）」の記載に替えて「港名（都道府県名）」を通報していただいてもかまいません。
- （注）港湾EDIシステムによる申請については、緯度・経度の入力しかできません。

【経過措置】

問．「船舶警報装置の有無」において、「無」を選んだ場合にあって、経過措置の適用がある場合の記載方法について示してほしい。

- 1．「船舶警報装置の有無」において、「無」を選んだ場合にあって、経過措置の適用がある場合にあっては、「航海中の異変等」の欄に、その他参考事項として経過措置の適用がある旨を記載してください。